

廿日市市ブロック塀等安全確保事業のご案内

地震等によるブロック塀等の倒壊による通行人への被害防止や迅速な避難のための経路を確保するため、道路に面する倒壊のおそれのあるブロック塀等の除却及び建替えの実施に要する費用の一部を補助します。

補助内容

* 補助対象ブロック塀

- (1) 緊急輸送道路又は市内の小中学校の通学路及び指定緊急避難場所・指定避難所までの経路に面するもの
- (2) 道路面からの高さが0.6m以上のもの（擁壁の上に設置されている場合は、塀の部分の高さが0.6m以上のものに限る）
- (3) 下記のチェック項目のいずれかに該当するもの
- (4) 原則として建築基準法（昭和25年法律第201号）の規定に違反していないもの
- (5) 土地及び建物の所有者が個人であるもの

* 補助金額

除却費用の2/3（上限15万円）

除却後の軽量フェンス等の新設費用の2/3（上限15万円）

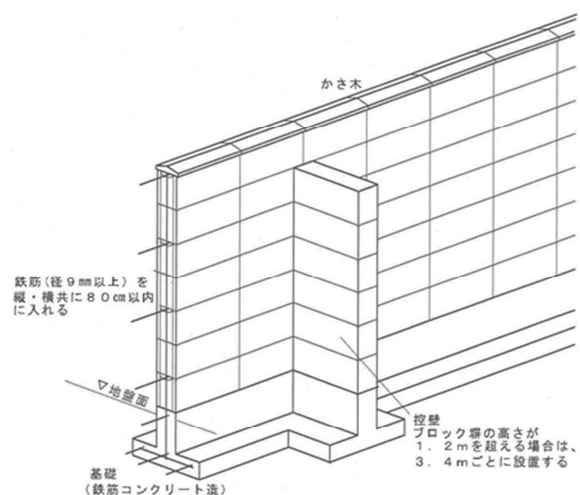
* チェック項目

〈コンクリートブロック造〉

- ブロック塀の高さが2.2mを超える。
- ブロック塀の高さが1.2mを超え、かつ、控え壁がない。
- 鉄筋コンクリート造の基礎がない。
- 塀の高さが2.0mを超え、かつ、厚さが15cm未満。
- ブロック塀にひび割れ・破損・傾き・ぐらつきなどの異常がある。

〈組積造〉

- 塀の高さが1.2mを超える。
- 塀の厚さが高さの1/10未満。
- 控え壁がない。
- 基礎がない。
- 塀にひび割れ・破損・傾き・ぐらつきなどの異常がある。



ブロック塀参考図

※必ず、事前相談を行ってください。

申請方法等

＊ 申請手順

まずは、必ず事前相談書を提出の上、事前相談を行ってください。

補助の見込みがつき次第、以下の本申請を行っていただきます。本申請では「補助金交付申請書（別記様式第 1 号）」に必要書類を添えて、持参若しくは郵送（当日消印有効）してください。

1. 除却するブロック塀等の位置図、配置図及び立面図（除却部分を表示すること）
2. 除却するブロック塀等の写真
3. 除却後、フェンス等を新たに設置する場合は、その設計図書等
4. ブロック塀等の除却又は建替に係る工事等の見積書で、工事費の内訳が確認できるもの（自由様式。ただし工務店等の押印のあるもの）
5. 安全性に係るチェックリスト
6. 除却しようとする塀等の所有者等であることを証する書類
 - ア 登記事項証明書
 - イ 固定資産税課税台帳登録事項証明
 - ウ 納税通知書の写し（土地・建物の明細を含む）
7. 口座振込依頼書兼債権者登録申請書
8. 管理者（補助対象ブロック塀等の敷地の土地又は建物の所有者以外の者）が申請する場合、当該所有者の承認書
9. 補助対象ブロック塀等の所有者等の滞納がないことを証する書類
10. その他市長が必要とするもの

※申請書等の様式については、廿日市市ホームページからダウンロードできます。

※申請期限はホームページをご覧ください。

申請先

〒738-8501

廿日市市下平良一丁目11番1号

廿日市市 建築指導課 建築指導係（市役所本庁舎6階）

補助金の交付決定

申請書等の受付後、申請内容を審査の上、補助金交付の可否について書面により申請者に通知します。

問い合わせ先：廿日市市 建築指導課 建築指導係 0829-30-9191